

(別紙様式)

【送付先】厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室  
電子メール：[seinenkouken@mhlw.go.jp](mailto:seinenkouken@mhlw.go.jp)  
FAX：03-3592-1459

成年後見制度利用促進専門家会議  
第1回 中間検証ワーキング・グループ 傍聴希望  
【締切：令和元年10月2日(水) 17:00(厳守)】

標記会議の傍聴を希望します。

また、傍聴に当たり下記の事項を遵守いたします。

氏名(漢字)：\_\_\_\_\_

氏名(ふりがな)：\_\_\_\_\_

勤務先(所属団体)：\_\_\_\_\_

連絡先(電子メール)：\_\_\_\_\_

連絡先(TEL)：\_\_\_\_\_

連絡先(FAX)：\_\_\_\_\_

その他特記事項：\_\_\_\_\_

(※当日、車いすをご利用の方や介助の方がいらっしゃる方は、こちらへご記入ください。(介助の方がいらっしゃる方は、介助者のお名前も記入))

記

- (1) 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付の時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか、音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。(あらかじめ申し込んだ場合は、会議冒頭の頭撮りに限って、写真撮影などをすることができます。)
- (4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 傍聴中、新聞又は書類の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (6) 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- (7) 傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- (8) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (9) その他、委員長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (10) 希望者多数の場合は、抽選等を行い傍聴者を決定させていただきます。会場スペースが限られているため、お申し込みいただいても傍聴できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。抽選等の結果、傍聴できない方には、10月4日中にご連絡申し上げます(傍聴可能な方には連絡等はいたしません。)

以上